

島根県生活支援体制整備アドバイザー派遣支援事業実施要領

1. 目的

市町村が生活支援体制整備事業を進めるにあたり、協議体の開催や生活支援コーディネーターの活動等を通じ、新たな住民主体のサービスや助け合い活動を創出できるよう個別状況に応じて支援する。

2. 実施主体

島根県（高齢者福祉課）

3. 支援内容

県が指定する生活支援体制整備等に精通したアドバイザーを市町村に派遣し、個別の課題に応じた具体的な支援を行う。

(1) 体制整備支援

協議体の開催や生活支援コーディネーターの活動支援等を通じた体制整備支援

(2) 居場所創出支援

総合事業の通所型サービスB、NPO法人や住民主体の助け合い等による高齢者や地域住民が集える居場所の創出支援

(3) 有償ボランティア創出支援

総合事業の訪問・通所型サービスB、NPO法人や住民主体の助け合い等による有償ボランティアの創出支援

(4) 移動サービス創出支援

総合事業の訪問型サービスD、NPO法人や住民主体の助け合い等による移動サービスの創出支援

4. 支援依頼

支援を希望する市町村は、別紙「島根県生活支援体制整備アドバイザー派遣支援依頼書（様式1）」を県に提出するものとする。

5. 結果報告

支援を受けた市町村は、別紙「島根県生活支援体制整備アドバイザー派遣支援結果報告書（様式2）」により、支援を受けた結果を、その都度、県に報告するものとする。

6. 経費負担

アドバイザー派遣に要する経費（報償費及び旅費等）は県が負担する。

7. その他

支援を受けた市町村は、県が主催する本事業の報告会等において、実施した取組内容及び成果等を報告することとする。また、他の市町村からの事例報告等の依頼があった場合、協力するよう努めるものとする。

(附則)

この要領は、令和3年4月26日から実施する。